

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について (令和7年度 第1最終処分場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の最終処分場である第1最終処分場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 埋め立てた一般廃棄物の種類及び量 ■規則 第4条の5の2第1項第4号 イ 関係

区分	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	t													
	t													
	t													

埋立終了

2.擁壁等の点検 ■省令 第1条第2項第7号 関係

項目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点検日	7月10日		実施日	
点検結果	異常なし		措置内容	

3.調整池の点検 ■省令 第1条第2項第13号 関係

項目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点検日	7月10日		実施日	
点検結果	異常なし		措置内容	

4.遮水工の点検 ■省令 第1条第2項第9号 関係

項目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点検日	7月10日		実施日	
点検結果	異常なし		措置内容	

5.水質検査の結果

①放流水検査結果 ■省令 第1条第2項第14号 ハ 関係

別紙のとおり [別紙1]

②地下水検査結果 ■省令 第1条第2項第10号 関係

上流側・下流側地下水

別紙のとおり [別紙2]

6.浸出液処理設備の点検 ■省令 第1条第2項第14号 ロ 関係

項目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点検日	7月10日		実施日	
点検結果	異常なし		措置内容	

7.導水管等の凍結防止措置の状況の点検 ■省令 第1条第2項第14号の2 関係

項目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点検日	7月10日		実施日	
点検結果	異常なし		措置内容	

8.残余の埋立容量に関する事項 ■省令 第1条第2項第19号 関係

埋立終了

[別紙1] 第1最終処分場(放流水)

項目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
採取日	—		4月23日	5月14日	6月11日	7月9日	8月27日	9月10日	10月8日						
測定結果取得日	—		5月2日	6月2日	7月1日	8月1日	9月22日	9月29日	10月30日						
水温	—	℃	17.8	17.5	21.4	26.2	27.5	25.6	24.5						
番号	国 - 県													測定結果	
1 PH	5.8~8.6		7.8	8.0	7.8	7.8	8.0	7.9	8.2						
2 COD	60 20	mg/ℓ	3.0	2.8	1.8	1.7	1.2	1.3	1.0未満						
3 BOD	90 20	mg/ℓ	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.9						
4 SS	60 30	mg/ℓ	2.9	1.0未満	5.2	3.9	1.0未満	3.5	1.0						
5 全窒素含有量	60	mg/ℓ	2.5	2.2	2.3	1.3	1.2	1.0	1.1						
項目 (省令別表第1) 関係			基準値 国 - 県			単位			測定結果						
採取日			—			—			5月14日						
測定結果取得日			—			—			6月20日						
水温			—			℃			21.0						
6 アルキル水銀含有量	検出されないこと			mg/ℓ			検出されない								
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005			mg/ℓ			0.0005 未満								
8 カドミウム及びその他の化合物	0.01			mg/ℓ			0.01 未満								
9 鉛及びその化合物	0.1			mg/ℓ			0.01 未満								
10 有機リン化合物	1			mg/ℓ			0.1 未満								
11 六価クロム化合物	0.5			mg/ℓ			0.02 未満								
12 硒素及びその化合物	0.1			mg/ℓ			0.01 未満								
13 シアン化合物	1			mg/ℓ			0.1 未満								
14 ポリ塩化ビフェニル	0.003			mg/ℓ			0.0005 未満								
15 トリクロロエチレン	0.3			mg/ℓ			0.03 未満								
16 テトラクロロエチレン	0.1			mg/ℓ			0.01 未満								
17 ジクロロメタン	0.2			mg/ℓ			0.02 未満								
18 四塩化炭素	0.02			mg/ℓ			0.002 未満								
19 1,2-ジクロロエタン	0.04			mg/ℓ			0.004 未満								
20 1,1-ジクロロエチレン	0.2			mg/ℓ			0.02 未満								
21 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4			mg/ℓ			0.04 未満								
22 1,1,1-トリクロロエタン	3			mg/ℓ			0.3 未満								
23 1,1,2-トリクロロエタン	0.06			mg/ℓ			0.006 未満								
24 1,3-ジクロロプロペン	0.02			mg/ℓ			0.002 未満								
25 チラム	0.06			mg/ℓ			0.006 未満								
26 シマジン	0.03			mg/ℓ			0.003 未満								
27 チオペンカルブ	0.2			mg/ℓ			0.02 未満								
28 ベンゼン	0.1			mg/ℓ			0.01 未満								
29 セレン及びその化合物	0.1			mg/ℓ			0.01 未満								
30 ほう素及びその化合物	50			mg/ℓ			1								
31 ふつ素及びその化合物	15			mg/ℓ			0.8 未満								
32 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200			mg/ℓ			1								
33 n-ヘキサン摘出物質(鉱物)	5 1			mg/ℓ			0.5 未満								
34 n-ヘキサン摘出物質(動植物)	30 5			mg/ℓ			0.5 未満								
35 フェノール類含有量	5 1			mg/ℓ			0.1 未満								
36 銅含有量	3			mg/ℓ			0.1 未満								
37 亜鉛含有量	2			mg/ℓ			0.1 未満								
38 溶解性鉄含有量	10			mg/ℓ			0.1 未満								
39 溶解性マンガン含有量	10			mg/ℓ			0.1								
40 クロム含有量	2			mg/ℓ			0.1 未満								
41 大腸菌群数	3,000個			個/cm³			0								
42 リン含有量	8			mg/ℓ			0.1 未満								
43 硝酸性及び亜硝酸性窒素	10			mg/ℓ			1								
44 1,4ジオキサン	0.05			mg/ℓ			0.05 未満								
45 採取日			—			—			8月19日						
測定結果取得日			—			—			9月4日						
ダイオキシン類			10			pg-TEQ/L			0						

【検査項目等の説明】

- ・ PH(水素イオン濃度) :ピーエイチまたはペーへーと呼ぶ。溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、通常水素指数pHで表され、pH値が小さいほど酸性が強く、pH値が大きいほどアルカリ性が強い。
 - ・ COD(化学的酸素要求量) :水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量のことである。CODが高ければ、水中の汚染物質の量も多いことを示す。
 - ・ BOD(生物化学的酸素要求量) :水中の微生物の増殖あるいは呼吸作用により、消費される酸素量のことである。BODが高ければ、水中の腐敗物質が多いことを意味する。
 - ・ SS(懸濁物質または浮遊物質) :水中に分散している固形物で、粒径2mm以下のものをいう。高くなると光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。
 - ・ 全窒素含有量 :窒素を含む化合物の総称。植物は窒素を肥料として摂取するが、窒素過多になるとえって悪影響を与える。

[別紙2] 第1最終処分場(上流側・下流側地下水水質分析)

項目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			測定結果											
水上 測定結果 測定側 結地 果下	採取日	—	4月23日	5月14日	6月11日	7月9日	8月27日	9月10日	10月8日					
	測定結果取得日	—	5月2日	6月2日	7月1日	8月1日	9月22日	9月29日	10月30日					
	水温	— ℃	16.5	16.0	17.5	16.3	18.5	19.5	22.6					
	塩化物イオン	— mg/ℓ	21	17	16	7.4	6.2	6.3	8.9					
	電気伝導度	— mS/ℓ	26	27	23	16	13	13	18					
水下 測定結果 測定側 結地 果下	採取日	—	4月23日	5月14日	6月11日	7月9日	8月27日	9月10日	10月8日					
	測定結果取得日	—	5月2日	6月2日	7月1日	8月1日	9月22日	9月29日	10月30日					
	水温	— ℃	17.2	16.7	16.5	17.3	20.0	24.0	20.0					
	塩化物イオン	— mg/ℓ	4.9	5.4	3.2	3.3	3.0	5.7	4.1					
	電気伝導度	— mS/ℓ	7.6	7.9	8.2	7.0	8.2	15	7.3					
項目	(省令別表第2) 関係	基準値	単位	上流側地下水測定結果								下流側地下水測定結果		
	採取日	—		5月14日								9月10日		
	測定結果取得日	—		6月20日								9月29日		
番号	水温	—	℃	16.0								20.9		
1	カドミウム及びその化合物	0.01	mg/ℓ	0.001 未満								0.001 未満		
2	シアン化合物	検出されないこと	mg/ℓ	検出されない								検出されない		
3	鉛及びその化合物	0.01	mg/ℓ	0.001 未満								0.001 未満		
4	六価クロム化合物	0.05	mg/ℓ	0.01 未満								0.01 未満		
5	砒素及びその化合物	0.01	mg/ℓ	0.001 未満								0.001 未満		
6	総水銀	0.0005	mg/ℓ	0.0005 未満								0.0005 未満		
7	アルキル水銀	検出されないこと	mg/ℓ	検出されない								検出されない		
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/ℓ	検出されない								検出されない		
9	ジクロロメタン	0.02	mg/ℓ	0.002 未満								0.002 未満		
10	四塩化炭素	0.002	mg/ℓ	0.0002 未満								0.0002 未満		
11	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/ℓ	0.0004 未満								0.0004 未満		
12	クロロエチレン	0.002	mg/ℓ	0.0002 未満								0.0002 未満		
13	1,1-ジクロロエチレン	0.02	mg/ℓ	0.002 未満								0.002 未満		
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/ℓ	0.004 未満								0.004 未満		
15	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/ℓ	0.1 未満								0.1 未満		
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/ℓ	0.0006 未満								0.0006 未満		
17	トリクロロエチレン	0.03	mg/ℓ	0.003 未満								0.003 未満		
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/ℓ	0.001 未満								0.001 未満		
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/ℓ	0.0002 未満								0.0002 未満		
20	チウラム	0.006	mg/ℓ	0.0006 未満								0.0006 未満		
21	シマジン	0.003	mg/ℓ	0.0003 未満								0.0003 未満		
22	チオペンカルブ	0.02	mg/ℓ	0.002 未満								0.002 未満		
23	ベンゼン	0.01	mg/ℓ	0.001 未満								0.001 未満		
24	セレン及びその化合物	0.01	mg/ℓ	0.001 未満								0.001 未満		
25	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	10	mg/ℓ	1.0 未満								4.7		
26	フッ素化合物	0.8	mg/ℓ	0.08 未満								0.31		
27	ホウ素	1	mg/ℓ	0.1								0.1 未満		
28	1,4-ジオキサン	0.05	mg/ℓ	0.005 未満								0.005 未満		
29	過マンガン酸カリウム消費量		mg/ℓ	6.3								3.1		
30	採取日	—	—	8月19日								8月19日		
	測定結果取得日	—	—	9月4日								9月4日		
	ダイオキシン類	1	pg-TEQ/L	0.093								0.058		

【検査項目等の説明】

- ・ 塩化物イオン : 水中の塩分を示したもの。人畜のし尿や生活排水などに含まれており、水質の変化を知る目安となる。塩化物イオンは自然界にある程度は必ず含まれており、また地域や地質等によって差がある。
- ・ 電気伝導度 : 電気の流れやすさを表す物質定数。水は優れた溶媒としての性質を持っており、さまざまな不純物を溶かしこみ、これらを多く含むことで伝導度は高くなる。この伝導度を測ることで、水質の汚れの目安とすることができる。